

# Important notification about your Tax from City of Anjo

Notify that the resident tax has been changed. Please refer to this instruction for a notice of your Tax.

令和 6年度 市民税・県民税・森林環境税 普通徴収税額の変更通知書

446-8501  
愛知県安城市桜町18番23号

安城 太郎 様

台帳番号	宛名番号	通知書番号	法人番号
12345-67890	9876543210	#####	*****

理由: 退職により

あなたの普通徴収税額を下記のとおり変更したので通知します。  
 なお、この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。  
 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和6年 7月 1日

金融機関	種別
口座番号	口座名義人

(単位:円)

項目/区分	変更前の額	変更後の額	差額					
給与収入金額	3,300,000	3,300,000	0					
公的年金収入金額	0	0	0					
営業等・農業 不動産 所得金額								
利子 配当 給与 雑 総合・一時 計	2,230,000	2,230,000	0					
分離短期 分離長期 山林・株・先物・分離配当 雑損・医療費 所得から控除される額								
社会保険料・小規模 生命保険料 地震保険料 障・身・心・動 配偶者・扶養 配偶者特別 基礎 計	400,000	400,000	0					
課税標準額	330,000	330,000	0					
所得	430,000	430,000	0					
総所得	1,160,000	1,160,000	0					
分離短期 分離長期 山林・株・先物・分離配当	1,070,000	1,070,000	0					
算出所得割	0	0	0					
市民税	64,200	64,200	0					
県民税	42,800	42,800	0					
税額控除額	3,000	3,000	0					
住宅借入金特別控除額	0	0	0					
寄附金控除額・申告特例控除額	0	0	0					
株式譲渡配当割控除額	0	0	0					
所得割額	43,200	43,200	0					
均等割額	28,800	28,800	0					
年税額 (内 森林環境税額)	3,000	3,000	0					
控除超過額	77,500(1,000)	77,500(1,000)	0					
徴収額	0	0	0					
給与特徴収額	77,500	21,500	56,000					
公的年金特徴収額	0	0	0					
普通徴収税額	0	56,000	56,000					
充当または委託納付額	0	0	0					
普通徴収	特別徴収	年金徴収	普通徴収	特別徴収	年金徴収	普通徴収	特別徴収	年金徴収
1期	6月期	4月	0	0	0	0	0	0
納期限	7月期	6月	R6年 7月1日	7,500	0	R6年 7月1日	7,500	0
2期	8月期	8月	0	7,000	0	0	7,000	0
納期限	9月期	10月	R6年 9月2日	7,000	0	R6年 9月2日	7,000	0
3期	10月期	12月	0	7,000	0	28,000	0	7,000
納期限	11月期	2月	R6年10月31日	7,000	0	R6年10月31日	0	7,000
4期	12月期	翌4月	0	7,000	0	28,000	0	28,000
納期限	1月期	翌6月	R7年 1月31日	7,000	0	R7年 1月31日	0	7,000
5期	2月期	翌8月		7,000	0		0	7,000
納期限	3月期			7,000	0		0	7,000
6期	4月期			7,000	0		0	7,000
納期限	5月期			7,000	0		0	7,000

備考  
 変更前: 扶養年少人数 1人 変更後: 扶養年少人数 1人  
 変更前: 同一生計配偶者 無 変更後: 同一生計配偶者 無  
 変更前: 定額減税額 30,000円 控除外額 0円  
 変更後: 定額減税額 30,000円 控除外額 0円

The reason for the change. In this case, taxable contents were changed due to retirement.

Account information. If written, it will be debited from your account. If not written, please pay with the enclosed payment slip.

The amount of tax that you must pay in one year. In this case, 77,500 yen.

It is written how to pay. In this case, salary deduction from June to September. And you will pay the tax that could not be deducted.

Please contact us if you are not sure.  
 Anjo City Hall Municipal Tax Section (North Government building 2nd floor counter 50)  
 Direct Phone 0566-71-2214  
 E-mail shimizei@city.anjo.lg.jp